

商品概要説明書

JA 空き家解体ローン

(令和2年6月1日現在)

商品名	JA 空き家解体ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 なお、後継者を連帯債務者(連帯保証人)とした場合は 76 歳まで可とします。○今後も安定した収入が見込める方。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○空き家となっている建物および附属建物等解体費用 (借入者およびその家族が所有している空き家)
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○5 年以内 (うち据え置き 1 か月以内)○J A 住宅ローンをご利用いただいている方は 7 年以内(うち据え置き 6 か月以内)
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <ul style="list-style-type: none">○リフォームローン I 型、II 型の固定金利 (5 年 1 か月以下) + 0. 5 % ただし、J A 住宅ローンをご利用いただいている方で、借入期間 7 年以内(うち据え置き 6 か月以内)を選択された方は、リフォームローン I 型、II 型の固定金利 (1 0 年 6 か月以下) + 0. 5 % となります。○詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○元利均等返済 (毎月の返済額 (元金 + 利息) が一定金額となる方法)、元金均等返済とし、毎月返済方式、隔月返済方式のいずれかをご選択いただけます。また、特定月増額返済も可とします。ただし、特定月増額返済額元金は貸付額の 5 0 % 以内とします。
担保	<ul style="list-style-type: none">○不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none">○当 J A が指定する保証機関 (島根県農業信用基金協会) の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。
保証料	<ul style="list-style-type: none">○ご融資時に一括で金額・期間に応じた保証料をお支払いいただきます。
手数料	<ul style="list-style-type: none">○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の手数料は無料です。○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は無料です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none">○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合支店または本店金融部金融企画課 (電話: 0852-67-7741) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	<p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・ 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・ 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・ 岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p style="text-align: center;">なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aしまね